

### 「長期使用製品安全点検制度」をご存じですか？ ～古い製品は今すぐ点検を～

一般的に製品は長期間の使用によって部品などが劣化し、事故が発生するおそれがあります。そのため、長期間使用した製品は点検が必要となります。特に所有者による点検が困難で、経年劣化により重大な事故が発生するおそれがある 9 品目の製品は「特定保守製品」として指定されており、それらの製品の経年劣化による事故を防ぐために、2009 年に「長期使用製品安全点検制度」が設けられました。新たに特定保守製品を購入した方は、所有者情報を製造・輸入事業者に登録すること及び点検を受けることが求められています。また、制度開始以前（2009 年 3 月以前）に製造・輸入された「特定保守製品」に該当する製品については、制度の対象外となりますが、部品などが劣化し、本来の性能が保てないだけでなく、事故が発生するおそれが高いため、点検を受けてください。

制度では、点検期間は最長の場合、設計標準使用期間<sup>※1</sup>の前後 18 ヶ月間となっており、更に点検期間が始まる 6 ヶ月前から点検通知が行われます。制度開始時の多くの製品は標準使用期間が 10 年であるため、所有者情報を登録された方の中には点検の案内が既に届いている方もいるかと思われます。点検の案内が届きましたら、案内に沿って点検を受け、事故を未然に防ぎましょう。

NITE（ナイト）では、特定保守製品の事故<sup>※2</sup>が、製品事故情報<sup>※3</sup>として 2013 年度から 2017 年度までの 5 年間に 634 件<sup>※4</sup>通知されました。使用期間が判明したものは 545 件で、そのうち 383 件（70%）が、制度発足以前からの使用となる、10 年以上使用した製品で起こっています。また、10 年以上使用した製品による事故 383 件のうち 215 件（56%）は、火災を伴う事故となっています。

「長期使用製品安全点検制度」の登録率は 2017 年 12 月末時点で販売台数の約 39%にとどまっており、経済産業省は登録率の向上のため周知を図っています。特にアパートなどの賃貸住宅は、物件を所有している賃貸業者の方などが所有者情報を登録する必要があります。例えば、賃貸住宅に設備として特定保守製品を設置した場合は、物件の所有者・賃貸業者の方が所有者情報を登録することとなります。また、購入した中古住宅に特定保守製品が設置されていた場合は、所有者情報の変更または新規登録について、製品本体等に表示されている製造・輸入事業者の連絡先まで、連絡をしてください。

#### 特定保守製品の所有者（消費者、賃貸業者など）の責務（詳細はP12）

##### ① 製造事業者などへの所有者情報の登録の責務

特定保守製品の所有者は、製品の製造・輸入事業者に対して所有者情報の登録を行ってください。製品事故が生じた場合は、他人にも危害を及ぼすおそれがあります。特に、製品の賃貸業者（家賃賃貸人など）は借入人の安全に配慮すべき立場にあることから特にその保守が求められます。



##### ② 特定保守製品の点検などの保守の責務

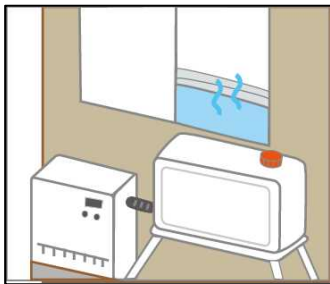
特定保守製品の所有者は、製品に表示されている点検期間中に点検を受けてください。所有者情報の登録が行われている場合は、製造・輸入事業者から点検が必要な時期に点検通知があります。



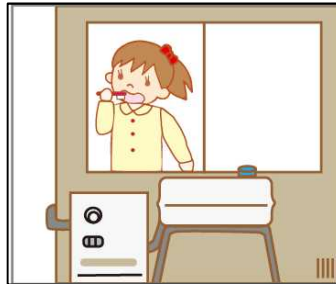
- (※1) 標準的な使用条件の下で使用した場合に、安全上支障がなく使用することができる標準的な期間
- (※2) 長期使用製品安全点検制度の施行以前に製造・輸入された特定保守製品に該当する製品の事故も含む。
- (※3) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。
- (※4) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

## 特定保守製品（9品目）

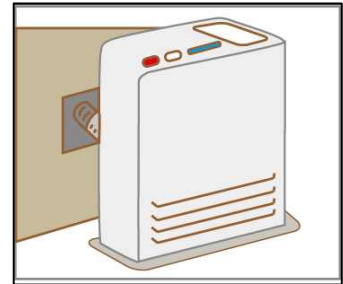
石油ふろがま、石油給湯機、密閉燃焼式石油温風暖房機（以下、FF式石油温風暖房機と呼ぶ。）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）※5、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）※5、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機



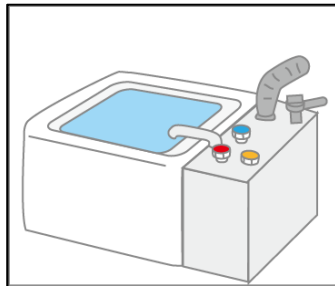
石油ふろがま



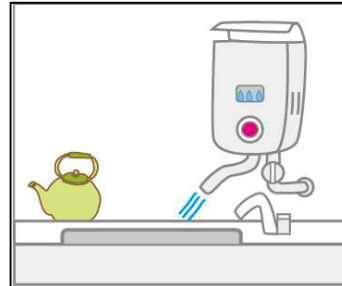
石油給湯機



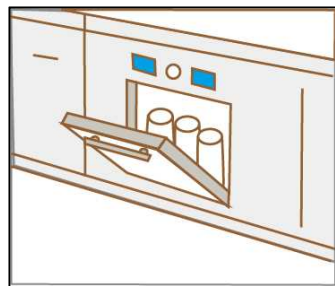
FF式石油温風暖房機



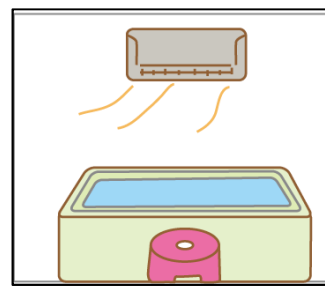
屋内式ガスふろがま  
（都市ガス用/LPガス用）



屋内式ガス瞬間湯沸器  
（都市ガス用/LPガス用）



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機

### 特定保守製品の対象品目

- (※5) 屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）と屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）は、本文中ではガス種をまとめて、それぞれ「屋内式ガスふろがま」、「屋内式ガス瞬間湯沸器」と記載する。

## 1. 事故の発生状況

特定保守製品の事故は、2013年度～2017年度までの5年間に合計634件あり、このうち、使用期間が判明したものは545件ありました。その中で10年以上使用した製品の事故は、383件（70%）でした。

### (1) 10年以上使用した特定保守製品における 年度別 事故発生件数

図1に「年度別 特定保守製品の事故発生件数」を示します。10年以上使用した特定保守製品の事故は減少していますが、火災事故は毎年発生しています。

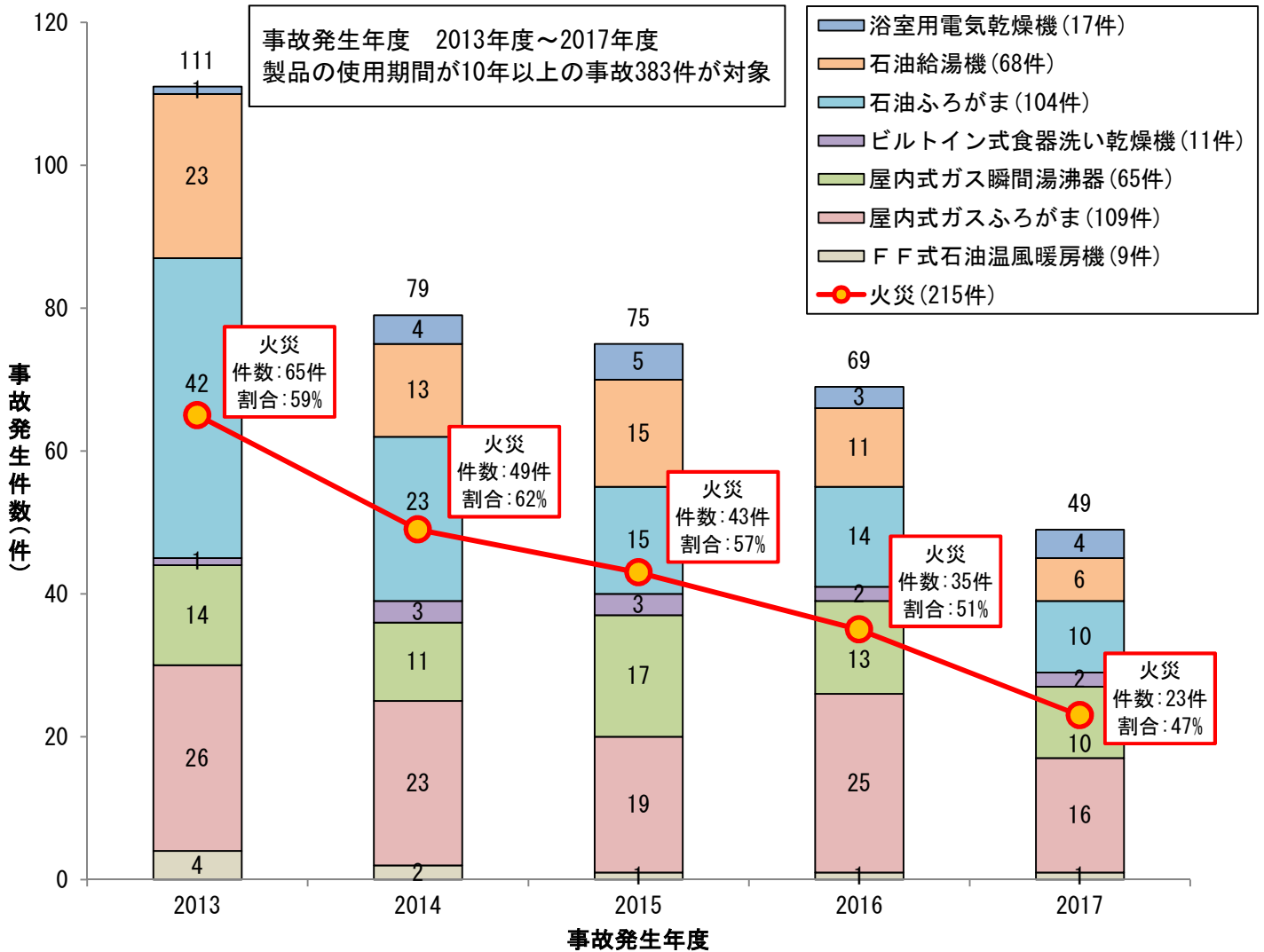


図1 年度別 特定保守製品の事故発生件数

## (2) 10年以上使用した特定保守製品における被害状況別 事故発生件数

表1に10年以上使用した特定保守製品の「製品別 被害状況別 事故発生件数」を示します。製品別に見ると、石油ふろがまや屋内式ガスふろがまによる事故が多く、事故件数はそれぞれ104件(27%)、109件(28%)となっています。

石油機器(石油ふろがま、石油給湯機、FF式石油温風暖房機)や電気機器(ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機)では、多くが火災事故に至っています(石油機器は181件中165件(91%)、電気機器は28件中21件(75%))。

一方、ガス機器では他に比べて火災事故の割合は低いものの、一酸化炭素中毒が7件発生しており、12名の被害が出ています。(死亡2名、軽傷10名)

表1 製品別 被害状況別 事故発生件数<sup>※6</sup>

製品の種類		被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計	
			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損			
石油機器	石油ふろがま			1 (1) [1]	59 [55]	44 [41]		104 (1) [97] 【0】		
		石油給湯機			28 [25]	40 [35]		68 (0) [60] 【0】		
			FF式石油温風暖房機			6 [6]	3 [2]		9 (0) [8] 【0】	
	小計	事故件数 被害者数 火災件数 一酸化炭素中毒件数		0 (0) [0] 【0】	0 (0) [0] 【0】	1 (1) [1] 【0】	93 (0) [86] 【0】	87 (0) [78] 【0】	0 (0) [0] 【0】	181 (1) [165] 【0】
ガス機器	屋内式ガスふろがま (都市ガス、LPガス)		1 (1) 【1】	1 (1)	3 (4) [1] 【1】	11 [9]	90 [8]	3	109 (6) [18] 【2】	
		屋内式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス、LPガス)		1 (1) 【1】		9 (13) 【4】	9 [5]	45 [6]	1	65 (14) [11] 【5】
			小計	事故件数 被害者数 火災件数 一酸化炭素中毒件数	2 (2) [0] 【2】	1 (1) [0] 【0】	12 (17) [1] 【5】	20 (0) [14] 【0】	135 (0) [14] 【0】	4 (0) [0] 【0】
	電気機器	ビルトイン式電気食器洗機				3 [3]	8 [6]		11 (0) [9] 【0】	
浴室用電気乾燥機					1 (1)	9 [8]	7 [4]		17 (1) [12] 【0】	
		小計	事故件数 被害者数 火災件数 一酸化炭素中毒件数	0 (0) [0] 【0】	0 (0) [0] 【0】	1 (1) [0] 【0】	12 (0) [11] 【0】	15 (0) [10] 【0】	0 (0) [0] 【0】	28 (1) [21] 【0】
合計	事故件数 被害者数 火災件数 一酸化炭素中毒件数	2 (2) [0] 【2】	1 (1) [0] 【0】	14 (19) [2] 【5】	125 (0) [111] 【0】	237 (0) [102] 【0】	4 (0) [0] 【0】	383 (22) [215] 【7】		

(※6) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。( )は被害者数。[ ]は火災件数。【】は一酸化炭素中毒の被害者数。人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

### (3) 原因区分別の事故発生件数

使用期間が10年以上の特定保守製品による事故383件のうち、事故原因の判明した249件について、図2に「事故原因区分別 事故発生件数」を示します。

事故原因区分（別紙2参照）に基づいて分類すると、

- 製品に起因する事故（事故原因区分 A、C、G3） 142件（57%）
- 製品に起因しない事故（事故原因区分 D、E、F） 107件（43%）

となっています。

経年劣化に伴う事故は52件あり、原因が判明している事故の約20%を占めています。NITEで過去3年間に受け付けた全事故件数での原因区分C「経年劣化によるもの」の割合は約3%※7であるため、10年以上使用した特定保守製品の経年劣化の事故の割合は高いことがわかります。

また「製品に起因しない事故」の中には、「故障状態・エラー表示が出たまま使用を継続して異常燃焼」したものなどがあり、それらの事故は「E：誤使用や不注意によるもの」と事故原因が区分されていたりしますが、エラー表示が出ていた原因が長期使用による部品の劣化であったりと、事故原因に経年劣化が関係していた事故もあります。それらのような事故と事故原因区分がC「経年劣化によるもの」の事故を合わせたグラフが図3となります。グラフから分かるように経年劣化が関係している事故は72件あり、事故原因の判明した事故の約30%に及びます。

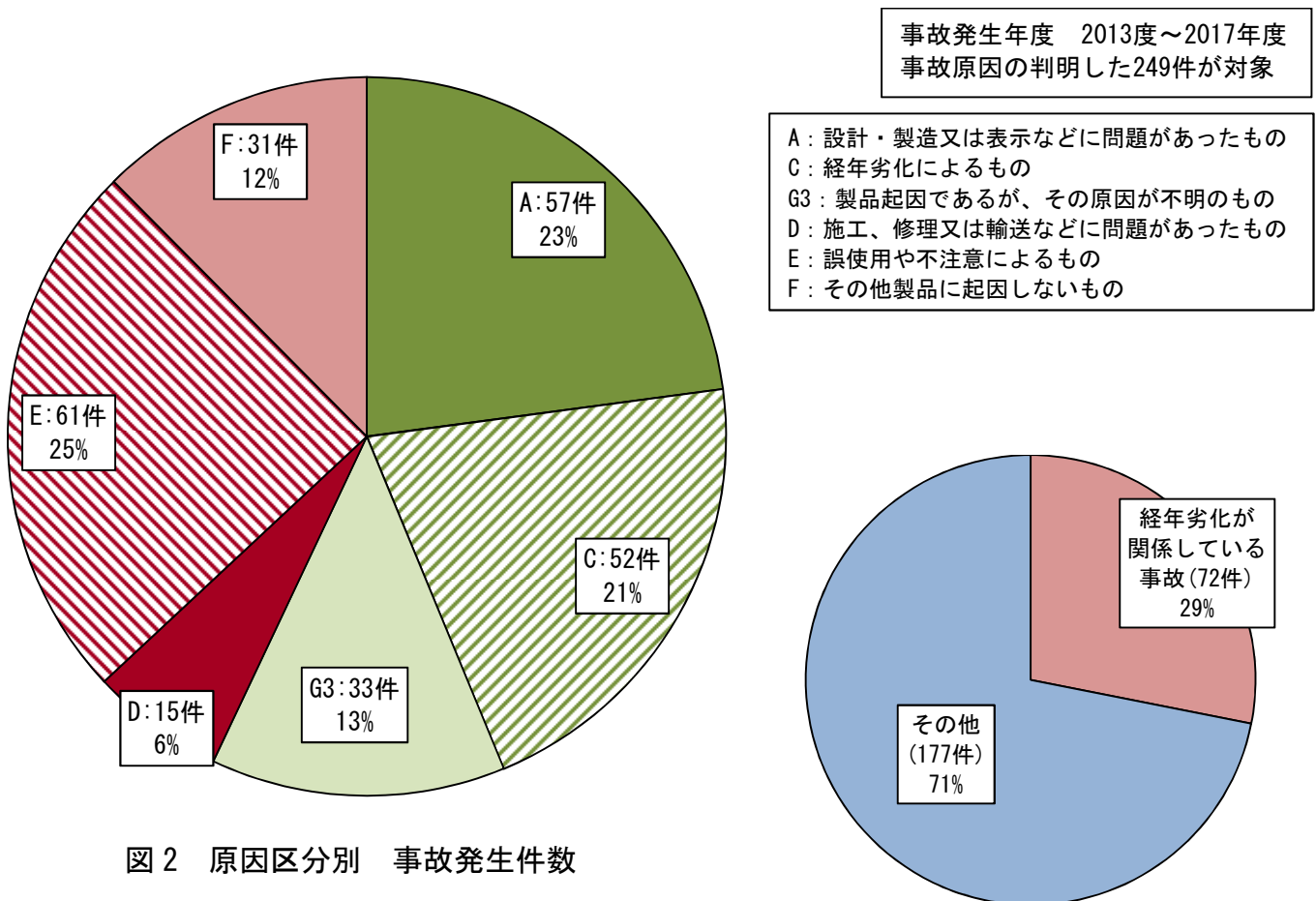


図2 原因区分別 事故発生件数

図3 経年劣化が関係している事故の発生件数

(※7) 2015年から2017年の3年間の全事故データから算出



## (4) 特定保守製品の使用期間別 事故発生件数

10年以上使用した特定保守製品の事故について、図4に「製品の使用期間別 製品に起因する事故の事故発生件数」を示します。

特定保守製品の多くが設計標準使用期間を10年としており、設計標準使用期間を過ぎた製品の事故が多く見られます。これらの事故の中には事業者による点検で防ぐことができた事故も多くあったと考えられるため、使用期間が10年を超えた製品は点検を行いましょう。また、既に点検通知の届いている所有者の方も積極的に点検を依頼し、事故を未然に防いでください。

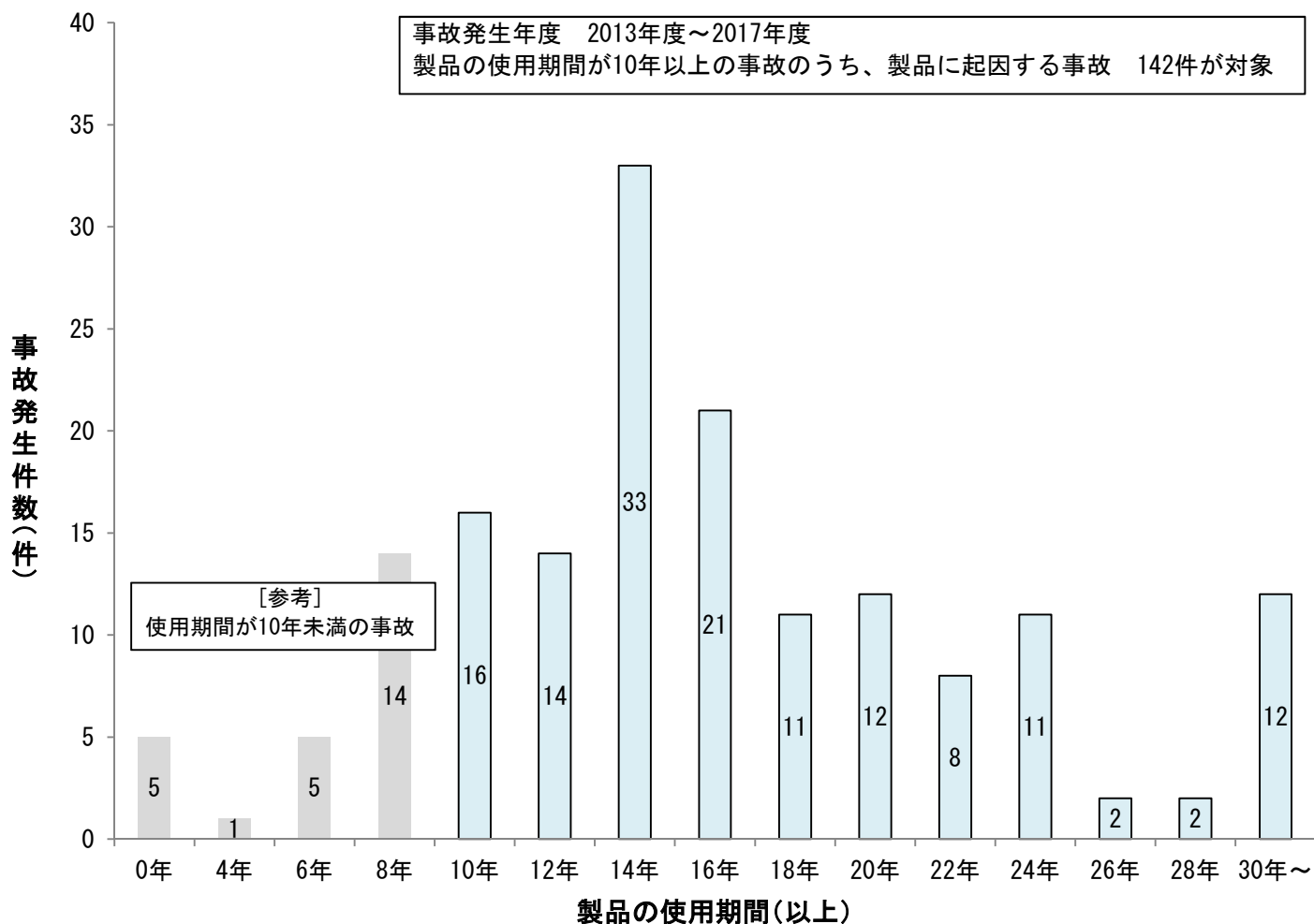


図4 製品の使用期間別 製品に起因する事故の事故発生件数

## (5) 特定保守製品の事象別 被害状況

以下、表 2-1~2-3 に 10 年以上使用した特定保守製品における、各製品群の「事故原因区分別 被害状況」を示します。

表 2-1 石油ふろがま、石油給湯機、FF 式石油温風暖房機の事故原因区分別 被害状況※8

現象		被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計	
			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損			
製品に起因する事故	C: 経年劣化	長期使用により、部品の劣化や腐食などで異常燃焼や噴霧不良が生じ、たまった未燃灯油に引火				4	3		7	
					[ 3 ]	[ 3 ]		( 0 )	[ 6 ]	
		長期使用により、部品（Oリング等）の劣化や腐食により隙間や穴が開き漏れた灯油に引火				8	7		15	
					[ 8 ]	[ 6 ]		( 0 )	[ 14 ]	
		長期使用により、部品（送風機等）の故障や劣化、ススやホコリの付着等によって異常燃焼				2	4		6	
						[ 2 ]	[ 4 ]		( 0 )	[ 6 ]
		長期使用により、部品の劣化や腐食などによって炎や高温の燃焼性のガスが漏れ、周囲の可燃物に着火				3	3		6	
					[ 3 ]	[ 3 ]		( 0 )	[ 6 ]	
	A: 設計、製造又は表示に問題があったもの					21	29		50	
						[ 17 ]	[ 27 ]		( 0 )	[ 44 ]
	G3: 製品起因であるが、その原因が不明のもの					9	13		22	
						[ 8 ]	[ 11 ]		( 0 )	[ 19 ]
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	0 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]	47 ( 0 ) [ 41 ]	59 ( 0 ) [ 54 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]	106 ( 0 ) [ 95 ]	
製品に起因しない事故	故障状態・エラー表示が出たまま使用を継続して異常燃焼					6	2		8	
						[ 6 ]	[ 2 ]		( 0 )	[ 8 ]
	空焚き防止装置のない、又は故障した製品を使用して、ふろがまが空焚き状態となり、過熱して異常着火				1 ( 1 ) [ 1 ]	3 [ 3 ]	4 [ 4 ]		8 ( 1 )	[ 8 ]
	その他（設置場所の不備や取り付け時の不備など）					10 [ 10 ]	4 [ 4 ]		14 ( 0 )	[ 14 ]
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	0 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]	1 ( 1 ) [ 1 ]	19 ( 0 ) [ 19 ]	10 ( 0 ) [ 10 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]	30 ( 1 ) [ 30 ]	
G: 原因不明のもの（G3を除く）						20 [ 20 ]	13 [ 10 ]		33 ( 0 )	[ 30 ]
H: 調査中のもの						7 [ 6 ]	5 [ 4 ]		12 ( 0 )	[ 10 ]
合計			0 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]	1 ( 1 ) [ 1 ]	93 ( 0 ) [ 86 ]	87 ( 0 ) [ 78 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]	181 ( 1 ) [ 165 ]	

(※8) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。( ) は被害者数。[ ] は火災件数。

人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

表 2-2 屋内式ガスふろがま、屋内式ガス瞬間湯沸器の事故原因区分別 被害状況<sup>※8</sup>

現象		被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	C: 経年劣化	長期使用により、部品の劣化や腐食等により点火不良が生じ、未燃ガスが滞留して異常燃焼					2	1	3 (0) [0]
		長期使用により、部品の劣化や腐食等により隙間や穴が開き、漏れたガスに引火				1	5		6 (0) [2]
		その他（ススやホコリの付着等によって空気不足となり異常燃焼等）				1	3		4 (0) [2]
	A: 設計、製造又は表示に問題があったもの					1	1		2 (0) [1]
								7	7 (0) [1]
	G3: 製品起因であるが、その原因が不明のもの								7 (0) [1]
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	3 (0) [3]	18 (0) [3]	1 (0) [0]	22 (0) [6]
製品に起因しない事故		冠水や給排気不足等で点火不良が生じ、点火操作を繰り返したことで滞留した未燃ガスに異常着火				4	39		43 (0) [3]
		機器内部が冠水し、部品の腐食等により隙間や穴が空きガス漏れや炎溢れが生じ異常燃焼				2	3		5 (0) [3]
		給排気の詰まりや室内換気不十分によって一酸化炭素中毒	1 (1) [0]		2 (5) [0]				3 (6) [0]
		その他（積雪や養生シート等により給排気が閉塞され、給排気不良となり異常着火等）	1 (1) [0]	1 (1) [0]	3 (3) [1]	6 (5) [5]	13 (1) [1]		24 (5) [7]
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	2 (2) [0]	1 (1) [0]	5 (8) [1]	12 (0) [9]	55 (0) [3]	0 (0) [0]	75 (11) [13]
G: 原因不明のもの（G3を除く）				5 (5)	4 [1]	56 [7]	2	67 (5) [8]	
H: 調査中のもの				2 (4)	1 [1]	6 [1]	1	10 (4) [2]	
合計		事故件数 被害者数 火災件数	2 (2) [0]	1 (1) [0]	12 (17) [1]	20 (0) [14]	135 (0) [14]	4 (0) [0]	174 (20) [29]

(※8) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。( )は被害者数。[ ]は火災件数。

人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。



表 2-3 ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の事故原因区分別 被害状況<sup>※8</sup>

現象		被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	C: 経年劣化	長期使用により、繰り返しドアを開閉したことで内部配線の絶縁被覆が劣化してショート(ビルドイン式電気食器洗機)				1 (0) [1]	1 (0) [1]		2 (0) [2]
		長期使用により、ヒーター内部で絶縁劣化やステンレス管の腐食(浴室用電気乾燥機)					1 (0) [1]		1 (0) [1]
		その他(潤滑油の枯渇によるファンモーターの不良など)					2 (0) [2]		2 (0) [2]
	A: 設計、製造又は表示に問題があったもの					2 (0) [2]	3 (0) [3]		5 (0) [5]
	G3: 製品起因であるが、その原因が不明のもの					2 (0) [2]	2 (0) [2]		4 (0) [4]
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	5 (0) [5]	9 (0) [9]	0 (0) [0]	14 (0) [14]
	製品に起因しない事故		回転ノズルの挿入不十分により、運転中に外れてヒーターに接触し、溶融(ビルドイン式電気食器洗機)					1 (0) [0]	
施工業者による電源電線と屋内配線の接続が不十分で、接触不良が生じて異常発熱(浴室用電気乾燥機)						1 (0) [0]			1 (0) [0]
小計		事故件数 被害者数 火災件数	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	2 (0) [0]
G: 原因不明のもの (G3を除く)				1 (1) [0]	2 [2]	4 [1]		7 (1) [3]	
H: 調査中のもの					4 (0) [4]	1 (0) [0]		5 (0) [4]	
合計	事故件数 被害者数 火災件数	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (1) [0]	12 (0) [11]	15 (0) [10]	0 (0) [0]	28 (1) [21]	

(※8) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。( )は被害者数。[ ]は火災件数。

人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

## 2. 特定保守製品の長期使用による事故事例

特定保守製品を長期間使用した場合、以下の事例のような事故が発生しています。

### (1) 2018年2月（長崎県、製品破損、**使用期間約33年**）

#### 【事故の内容】

**石油給湯機**を使用中、爆発を伴う火災が発生し、製品が破損した。

#### 【事故の原因】

石油給湯機の長期使用により、内部部品の破損及び消耗が生じ、着火不良が発生し、燃焼室内に霧状の未燃灯油が充満したことで、異常着火して製品及び煙突が破損したと考えられる。

#### 【事故に関する制度上の点検】

制度上の点検では、点火時の異常の有無を確認する項目があるため、点検を受けていれば事故を未然に防げたと考えられる。

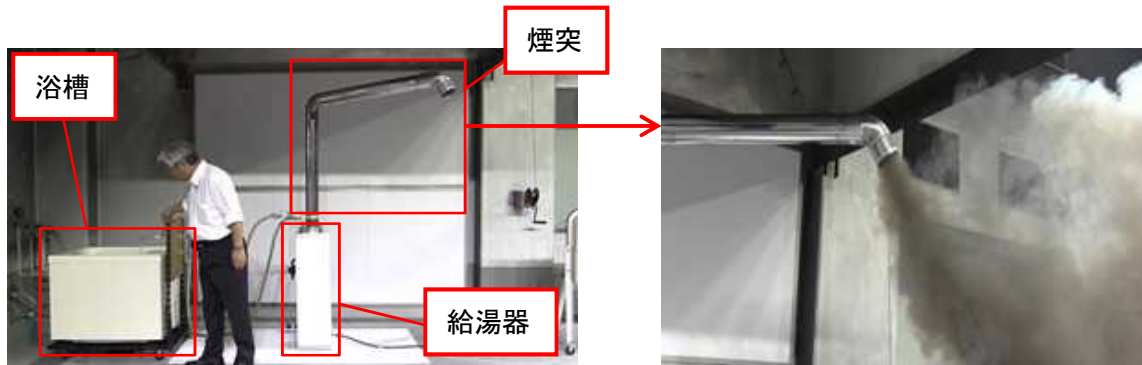


写真1 石油給湯機が異常燃焼して、煙突から煙が出ている様子

### (2) 2017年2月（東京都、製品破損、**使用期間約19年**）

#### 【事故の内容】

シャワーを使用中に、**屋内式ガスふろがま**の機器内部から火が出て、製品を焼損した。

#### 【事故の原因】

屋内式ガスふろがまの長期使用により、機器内部の配管に水漏れが生じ、漏れた水が内部にたまって燃焼中に冠水状態となり、正常な燃焼ができず、異常燃焼で内部部品を焼損したと考えられる。

#### 【事故に関する制度上の点検】

制度上の点検では、水漏れ及び点火時の異常の有無を確認する項目があるため、点検を受けていれば事故を未然に防げたと考えられる。

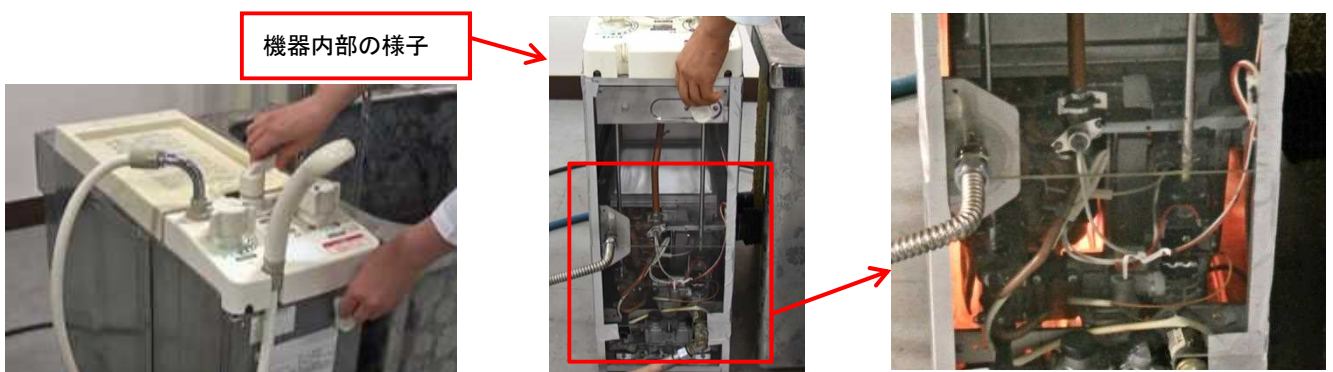


写真2 屋内式ガスふろがまの機器内部で異常燃焼が発生している様子

(3) 2015年10月(神奈川県、製品破損、**使用期間約23年**)

【事故の内容】

使用者がシャワー中に異音に気づき確認したところ、**屋内式ガス瞬間湯沸器**を焼損する火災が発生していた。

【事故の原因】

屋内式ガス瞬間湯沸器の長期使用により、給気ファンに多量のほこり等が付着して燃焼空気が足りなくなり、かつ排気通路である熱交換器内がすすで閉塞したため、未燃ガスが機器内に滞留し、異常着火したと考えられる。

【事故に関する制度上の点検】

制度上の点検では、排ガス中の一酸化炭素濃度を測定して、熱交換器の経年劣化(目詰まり等)や給排気筒の閉塞を確認する項目があるため、点検を受けていれば事故を未然に防げたと考えられる。



写真3 屋内式ガス瞬間湯沸器が異常着火している様子

(4) 2015年7月(大阪府、拡大被害、**使用期間約20年**)

【事故の内容】

**ビルトイン式電気食器洗機**を使用中、製品を焼損する火災が発生した。

【事故の原因】

ビルトイン式電気食器洗機のドアを繰り返し開閉したことで、ドア下部の内部配線に半断線が生じ、絶縁被覆が劣化してショート、スパークが発生し着火したと考えられる。

【事故に関する制度上の点検】

制度上の点検では、内部配線の状態を確認する項目があるため、点検を受けていれば事故を未然に防げたと考えられる。

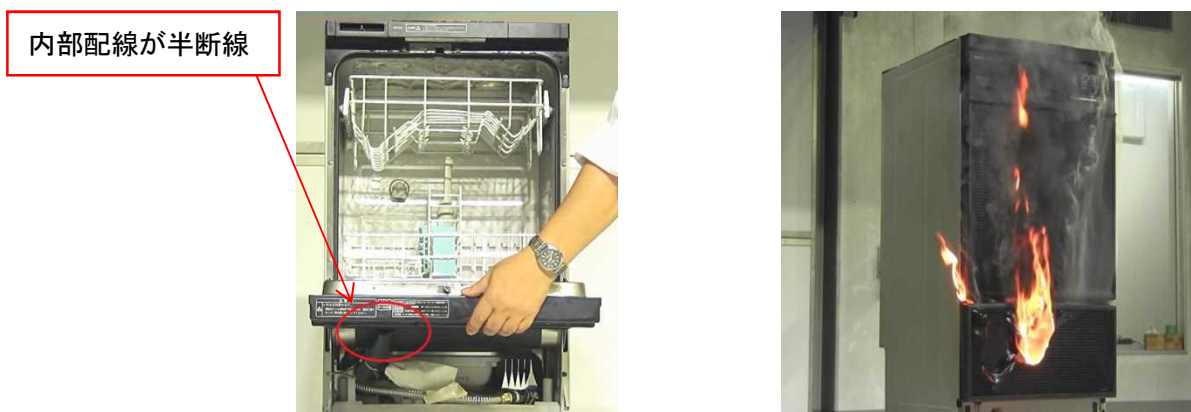


写真4 ビルトイン式電気食器洗機の内部配線が半断線して出火している様子

## 3. 長期使用製品安全点検制度

消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い9品目を「特定保守製品」とし、その製造・輸入事業者（特定製造事業者など）、販売事業者など（特定保守製品取引事業者）、関連事業者、消費者など（所有者）それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止するための、消費生活用製品安全法に基づく制度です。

### （1）所有者の責務

#### （ア）製造・輸入事業者への所有者情報の登録の責務

特定保守製品の所有者は、製品の製造・輸入事業者に対して所有者情報の登録を行ってください。また、製品の所有者は、製品事故が生じた場合に他人にも危害を及ぼすおそれがありますので、清掃や点検などの保守に努める必要があります。

<p>料金受取払</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> </div> <p style="text-align: center;">(受取人)</p> <p style="text-align: center;">× × 局私書箱 × × 号</p> <p style="text-align: center;">株式会社 △△△</p> <p style="text-align: center;">お客様カード登録係り 行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>特定保守製品</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 製品名</td> <td>ビルトイン食器洗乾燥機</td> </tr> <tr> <td>2. 型式</td> <td>AB-CD11</td> </tr> <tr> <td>3. 特定製造事業者等名</td> <td>株式会社△△△ 東京都〇〇区〇〇町1-11-1</td> </tr> <tr> <td>4. 製造年月</td> <td>20XX年XX月</td> </tr> <tr> <td>5. 設計標準使用期間</td> <td>〇〇年</td> </tr> <tr> <td>6. 点検期間</td> <td>20YY年YY月～20ZZ年ZZ月</td> </tr> </table> </div> <p style="margin-top: 10px;"><b>販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>販売事業者名: 電話番号: (      )      - 説明年月日: 20XX年      月      日</p> </div>	1. 製品名	ビルトイン食器洗乾燥機	2. 型式	AB-CD11	3. 特定製造事業者等名	株式会社△△△ 東京都〇〇区〇〇町1-11-1	4. 製造年月	20XX年XX月	5. 設計標準使用期間	〇〇年	6. 点検期間	20YY年YY月～20ZZ年ZZ月	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">お客様控え</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>特定保守製品の登録と点検を</b></p> <p>■お客様へ(法定説明事項)</p> <p>本製品は、長期使用製品安全点検制度(消費生活用製品安全法)の対象製品(特定保守製品)です。この製品の所有者には、法律上、以下のことが求められています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>●所有者登録 裏面の登録方法に沿って所有者登録を行って下さい。 ※販売者に登録手続きの代行を要請することも可能です。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>●法定点検(有償) 当社が送付する点検のご案内に沿って、点検をお申し込み下さい。</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p><b>長期使用製品安全点検制度</b></p> <p>本製品は長年の使用により部品等が劣化し、火災等の事故に至る可能性があります。本制度は経年劣化事故の未然防止のため、お客様のご依頼に応じ、メーカーが点検(有償)を実施する制度です。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">所有者登録*</div> <div style="font-size: 1.2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">点検のご案内*</div> <div style="font-size: 1.2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">点検のお申し込み</div> <div style="font-size: 1.2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">当社点検員による点検</div> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">※1 所有者情報に変更があった場合は、変更手続きが必要です。【変更方法は、裏面をご覧ください。】 ※2 点検時期の前に当社から点検のご案内が届きます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■販売事業者(特定保守製品取引事業者)様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売事業者は、消費生活法上、製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務、所有者登録の協力義務があります。</li> <li>・販売事業者は、所有者から要請があった場合は、登録手続きの代行をお願い致します。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄</p> <p>販売事業者名:  電話番号: (      )      - 説明年月日: 20      年      月      日</p> </div>
1. 製品名	ビルトイン食器洗乾燥機												
2. 型式	AB-CD11												
3. 特定製造事業者等名	株式会社△△△ 東京都〇〇区〇〇町1-11-1												
4. 製造年月	20XX年XX月												
5. 設計標準使用期間	〇〇年												
6. 点検期間	20YY年YY月～20ZZ年ZZ月												

図5 所有者票(例)



## (イ) 点検を受けるなど特定保守製品の保守の責務

製品の所有者は製品に表示されている点検期間中に点検を受けてください。所有者情報の提供が行われている場合は、製造・輸入事業者から点検通知があります。

点検の結果、不適合となった場合、整備をして使用を継続するかどうかは所有者の判断となりますが、詳細は製造・輸入事業者に相談してください。

表面

ミシン目

往復郵便はがき

往信
X X X
X X X X

〇〇県〇〇市〇〇区  
〇〇町\*\*\*

日本 太郎様

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町\*\*\*

株式会社ABC お客様部  
法定点検推進部 点検相談係

X X X
X X X X

SAQ8491

往復郵便はがき

返信
X X X
X X X X

(受取人)

XX局私書箱XX号

株式会社ABC お客様部

法定点検推進部 点検相談係行

1. 所有者  
日本太郎様 〇〇県〇〇市〇〇区 〇〇町\*\*\*

2. 製品名 XX-XXXXXX

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

X X X
X X X X

SAQ8491

裏面

### 法定点検のお知らせ

日頃は弊社XX-XXXX製品をご愛用頂き誠にありがとうございます。さて、お客様がご使用されていますガス瞬間湯沸器について設置購入時に所有者票を返送頂きましたが、ご使用期間が設計標準使用期間(10年)に近づいております。ガス瞬間湯沸器は経年劣化によって危害を及ぼす恐れがあり、消費生活用製品安全法で設計標準使用期間の経過に伴い、適切な保守点検を受けて頂くよう定められております。

下記の期間内に、必ず法定点検を受検して下さいようお願い申し上げます。

返信用はがきにて必要事項をご記入の上、お申込下さい。

■点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

法定点検受検でのご注意

- 別途、点検日はサービス会社から連絡させて頂きます。
- 法定点検は有償で、お客様のご負担となります。  
費用概算: 約XXXX円(20XX年XX月現在)  
※点検訪問時に、簡単に状態を確認し、整備を含めた費用概算(想定)を提示させていただきます。
- 点検の結果、点検整備・修理が必要となる場合があります。この場合、点検整備・修理費用は別途お客様ご負担となります。
- 本製品の整備用部品は、20XX年XX月まで保有しております。
- 法定点検を受検後も本製品をご使用いただく場合は、こまめな点検をすることが必要です。

株式会社ABC お客様部 法定点検推進部 点検相談係  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
株ABCCHP <http://www.abc.co.jp/>

1. 製品名 XX-XXXXXX

2. 特定製造 株式会社ABC  
事業者等名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町\*\*

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

7. 点検連絡先 株式会社ABC お客様部 法定点検推進部  
点検相談係 0120-XX-XXXX

### ガス瞬間湯沸器法定点検依頼書

下記に必要事項ご記入の上、返送して下さい。

■所有者情報の変更  
設置購入時に所有者票の返送を頂きご通知しましたが、変更がありましたら、ご記入願います。

・変更点

■お客様、電話番号 (ご確認記入)

名前	—	—
電話		

■法定点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月  
点検期間内での点検希望日を下記に記入下さい。  
尚、点検時間は平日9:00～17:00です。

第一希望日: 20	年	月	日	( )
第二希望日: 20	年	月	日	( )
第三希望日: 20	年	月	日	( )

別途、点検日はサービス会社から連絡させて頂きます。

■その他、ご希望がありましたらご記入して下さい。

お客様の個人情報は消費生活用製品安全法、個人情報保護法、及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする以外には使用致しません。

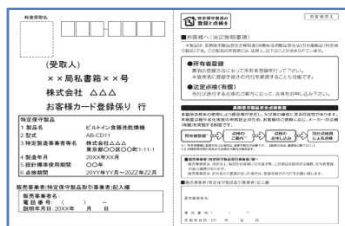
図6 点検通知はがき (例)

13 / 23

## 特定保守製品購入から点検までの流れ



特定保守製品を購入した所有者は、販売者から点検制度についての説明を受けます。

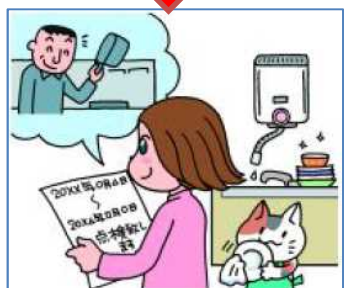


対象製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入します。

※所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し、投函することができます。



製造・輸入事業者により所有者登録が行われます。



製造・輸入事業者が設定した使用期間が経過

点検時期が来ると製造・輸入事業者から所有者に点検を促すための通知が届きます。



製造・輸入事業者に点検を依頼します。

所有者から点検依頼を行わなければ点検は実施されません。通知が届いたら点検を受けましょう。

※制度上の点検に限らず、点検を装った悪徳商法が発生しています。依頼をしていないのに点検に来ることはありませんのでご注意ください。



点検を受けます。

※点検は有料です。また、点検により整備・修理が必要と判断された場合も有料で行われます。

経済産業省 HP より抜粋



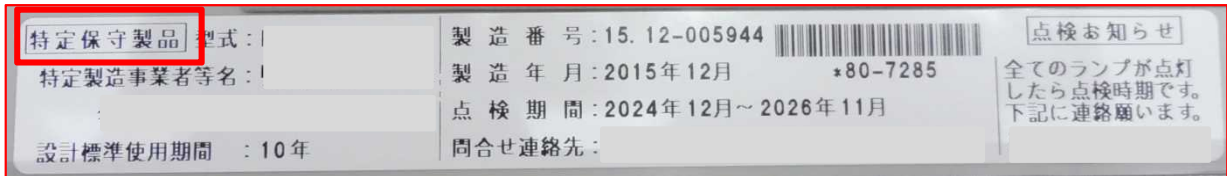
## (2) 点検時期の確認方法

### (ア) 製品情報の表示

特定保守製品には、製品本体に以下のような製品情報が表示されます。

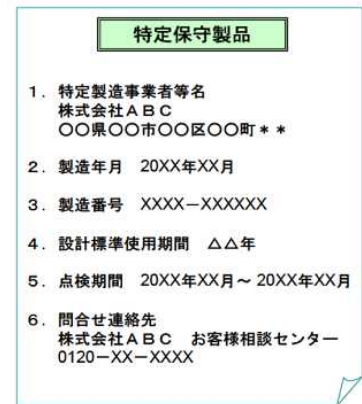
また、製品本体が天井や屋外に設置されるなど、表示が見えにくくなってしまう場合は、製品本体とともに遠隔操作装置（リモコン）などにも表示されています。

- 特定製造事業者などの氏名又は名称及び住所
- 製造年月
- 設計標準使用期間
- 点検期間の始期及び終期
- 点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先
- 製造番号などの特定保守製品を特定するに足る情報

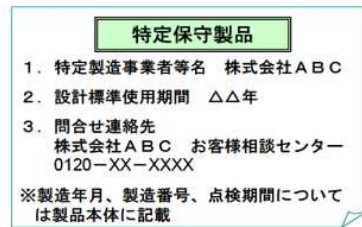


(写真5) 表示場所例 ビルトイン式電気食器洗機

#### 製品本体の表示のイメージ



#### 遠隔操作装置の表示のイメージ



### (イ) 点検時期お知らせ機能（タイムスタンプ）について



運転ランプの点滅



リモコンの888表示

機器によっては、点検時期をお知らせする機能がついているものがあります。設計上の標準使用期間経過後、又は相当する使用回数等を越えると、機器の運転ランプやリモコンのエラー表示などにより点検時期をお知らせします。

表示方法はメーカー、機器によって異なりますので、詳しくは取り扱い説明書をご覧ください。点検時期お知らせ機能が表示されたら、製造・輸入事業者に点検をお申し込みください。（日本ガス石油機器工業会 「長期使用製品安全点検制度についてのご案内」から引用 [http://www.jgka.or.jp/gasusekiyu\\_riyou/tenken\\_maintenance/tenkenseido/index.html](http://www.jgka.or.jp/gasusekiyu_riyou/tenken_maintenance/tenkenseido/index.html)）

## 設計標準使用期間

- 製造年月を「始期」とし、使用環境、使用条件、使用頻度について標準的な数値を基礎に加速試験、耐久試験等の科学的見地から行われる試験を行って得られたデータに基づき、経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないことを確認した時期を「終期」として設定されています。

## 点検期間の始期及び終期

- 点検期間の始期は設計標準使用期間の終期の6～18カ月前です。同様に、点検期間の終期は設計標準使用期間の終期の6～18カ月後です。
- 点検期間開始日の6カ月前から、点検期間開始日までの間に所有者の元へ点検通知が送られます。

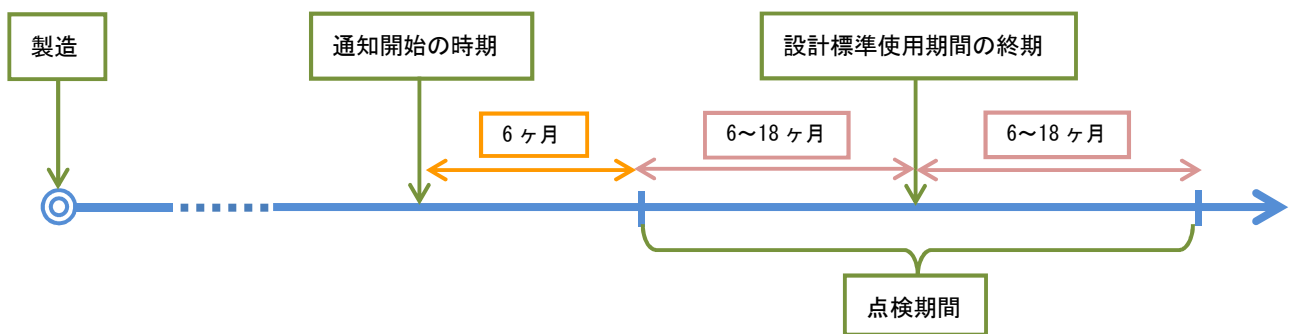


図7 点検期間の考え方のまとめ

## 特定保守製品を購入した方、または所有していても未登録の方は、所有者情報の登録を行きましょう。

### ➤ 所有者情報の登録

特定保守製品を購入した際は、製品の製造・輸入事業者に対して所有者情報の登録を行ってください。また、ホームページからの所有者情報の登録が可能な製造・輸入事業者もありますので、ご確認ください。

## 通知が届いたら点検を受けましょう。

- 所有者情報を登録すると、点検が必要な時期に点検通知が来ます。製品を安全に使用するため、事業者による点検を受け、必要に応じて整備・修理を受けてください。なお、点検及び整備・修理は有料です。

## 制度開始以前に製造・輸入された製品をお持ちの場合は、10年を目安に点検を受けましょう。

- 製品を長期にわたり使用している場合は、注意してご使用いただくとともに、安全上、点検を受けることをお勧めします。点検の際には、製造・輸入事業者（特定製造事業者など）にご連絡ください。また、製品に異常があれば速やかに使用を中止してください。
- 製造・輸入事業者（特定製造事業者など）は、点検することが望ましい時期が到来した製品について、ホームページなどで情報提供することとしていますので、ご参照ください。

## お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 新井 勝己  
担当者 柿原、佐藤、前野

- 記者説明会当日  
電話：03-3481-6566 FAX：03-3481-1870
- 記者説明会翌日以降  
電話：06-6612-2066 FAX：06-6612-1617

## 所有者情報の登録状況<sup>※1</sup>

(※1) 産業構造審議会 保安・消費者用製品安全分科会

平成 30 年 3 月 19 日製品安全小委員会及び消費経済審議会 製品安全部会合同会議

参考資料「平成 29 年 製品事故動向 について (データ集)」

([http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001800/pdf/015\\_s02\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001800/pdf/015_s02_00.pdf)) より引用

表 1 特定保守製品の所有者情報登録状況 (2017 年 12 月末時点)

	所有者情報登録 累計件数 (千件) (平成 21 年～平成 29 年)	製造・輸入 累計台数 (千台) (平成 21 年～平成 29 年)	登録率 (%)
屋内式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス)	1,238	2,546	48.6%
屋内式ガス瞬間湯沸器 (液化石油ガス)	803	2,406	33.4%
屋内式ガスふろがま (都市ガス)	486	861	56.4%
屋内式ガスふろがま (液化石油ガス)	119	355	33.6%
石油給湯機	1,289	3,079	41.8%
石油ふろがま	89	239	37.2%
FF 式石油温風暖房機	465	1,499	31.0%
ビルトイン式電気食器洗機	1,803	4,638	38.9%
浴室用電気乾燥機	2,179	6,269	34.8%
合計	8,470	21,893	38.7%

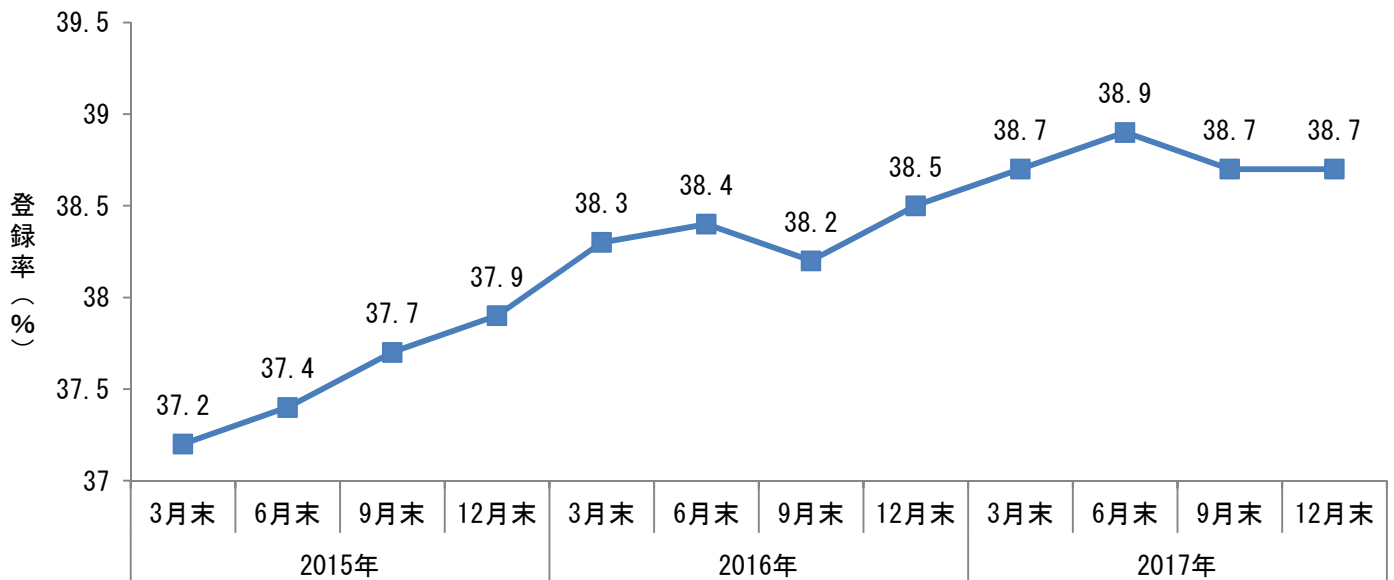


図 1 所有者情報の登録率の推移

### 事故原因区分について

本文中では、事故原因区分を以下の表のように分類しています。

表 2 事故原因区分一覧

	区分記号	本文表記	事故原因区分
製品に起因する事故	A	設計、製造又は表示などに問題があったもの	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの
	B	製品及び使い方に問題があったもの	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの
	C	経年劣化によるもの	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品に起因するが、その原因が不明なもの
製品に起因しない事故	D	施工、修理、又は輸送などに問題があったもの	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱いなどに問題があったと考えられるもの
	E	誤使用や不注意によるもの	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの
	F	その他製品に起因しないもの	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの
その他	G	原因不明のもの（G3 は除く）	焼損が著しいなどによって、原因が特定できず不明なもの 事故品が入手できないなど調査が行えないもの
	H	調査中のもの	調査中のもの

**10 年以上使用した特定保守製品における死亡・重傷事故の概要について**

以下に参考情報として、10 年以上使用した特定保守製品における死亡及び重傷事故の概要を示します。

発生日	品名	発生場所	被害者	使用期間	事故内容（原因区分）
20130705	屋内式ガスふろがま	神奈川県	20 歳代・男性 死亡	約 10 年	当該製品が設置された浴室で倒れて、病院へ搬送され、後日死亡した。当該製品の給湯熱交換器の付着物によって給湯側熱交換器が閉塞したために一酸化炭素が発生し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。(F)
20160107	屋内式ガス瞬間湯沸器	奈良県	40 歳代・男性 死亡	約 24 年 5 か月	コンテナ（トラック用）内に当該製品を設置して使用していたところ、一酸化炭素中毒で 1 名が死亡した。所有者が換気設備のない密室状態でのコンテナに設置で使用し、かつ異物が付着して異常燃焼することで、多量の一酸化炭素を排出し続けるに至ったと推定される。(E)
20161006	屋内式ガスふろがま	愛知県	年齢性別不明 重傷	約 22 年	当該製品を使用中にシャワーから出たお湯で右半身に火傷を負った。詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と考えられる。(F)



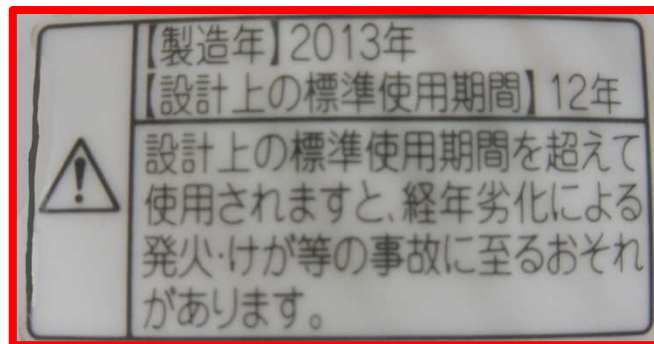
(参考) **長期使用製品安全表示制度**

エアコン、扇風機、電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く）、換気扇、ブラウン管テレビの 5 品目において、製品の長期使用に伴う経年劣化による事故を防ぐため、電気用品安全法に基づき、「長期使用製品安全表示制度」が設けられています。

平成 21 年 4 月以降に製造または輸入された上記 5 品目においては、「電気用品の技術上の基準を定める省令」で、「製造年」、「設計上の標準使用期間」「設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けがなどの事故に至るおそれがある旨」の表示義務があります。



(写真) 表示場所例



(写真) 長期使用製品安全表示制度 表示イメージ  
※設計上の標準使用期間は製品ごとに異なります

## リコール情報を見逃さない

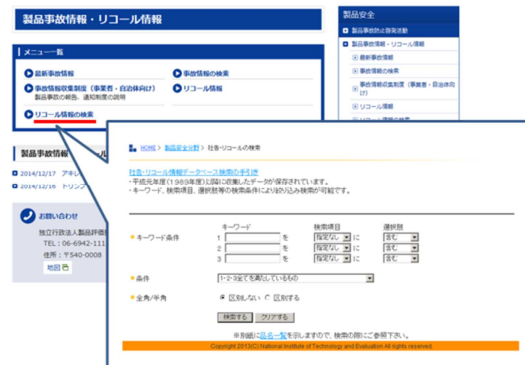
次ページの表に「リコール製品による被害状況別 事故件数」を示します。

使用期間 10 年以上の特定保守製品の事故 383 件のうち、リコール製品による事故は 68 件ありました。このうち 66 件はリコール実施後に発生したものとなっています。

**リコールが行われた製品をお持ちの場合は、不具合が生じていなくても使用を中止し、お買い求めの販売店や製造・輸入事業者にご相談してください。**

NITE ホームページにおいて、平成元年度（1989 年度）以降に製造事業者、販売事業者などの事業者が行ったリコール情報を収集したデータベースを公開しており、リコール情報の検索を行うことができます。

特定保守製品のリコール情報について、別紙 6 に記載しています。



<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

検索サイトを利用する場合は、「NITE リコール」などの単語で検索してください。



また、ガス・石油機器については、（一社）日本ガス石油機器工業会ホームページで検索を行うことができます。（<http://www.jgka.or.jp/recall/index.html>）

検索サイトを利用する場合は、「JGKA リコール」などの単語で検索してください。

表3 リコール製品による被害状況別 事故件数<sup>※1</sup>

製品の種類		被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
石油機器	石油ふろがま					18	13		31
						[ 18 ]	[ 13 ]		[ 31 ]
	石油給湯器					5	15		20
						[ 5 ]	[ 15 ]		[ 20 ]
FF式石油温風暖房機								0	
								[ 0 ]	
小計	事故件数		0	0	0	23	28	0	51
	リコール実施後に発生した件数		[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 23 ]	[ 28 ]	[ 0 ]	[ 51 ]
ガス機器	屋内式ガスふろがま (都市ガス、LPガス)								0
									[ 0 ]
	屋内式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス、LPガス)						17		17
						[ 17 ]		[ 17 ]	
小計	事故件数		0	0	0	0	17	0	17
	リコール実施後に発生した件数		[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 17 ]	[ 0 ]	[ 17 ]
電気機器	ビルトイン式電気食器洗機					1	1		2
						[ 1 ]	[ 1 ]		[ 2 ]
	浴室用電気乾燥機					1	1		2
					[ 1 ]	[ 0 ]		[ 1 ]	
小計	事故件数		0	0	0	2	2	0	4
	リコール実施後に発生した件数		[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 2 ]	[ 1 ]	[ 0 ]	[ 3 ]
合計	事故件数		0	0	0	25	47	0	72
	リコール実施後に発生した件数		[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 25 ]	[ 46 ]	[ 0 ]	[ 71 ]

(※1) 重複、対象外情報を除いたリコール製品による事故発生件数。